

2022年2月22日

各 位

会 社 名 東京貴宝株式会社
代表者名 代表取締役社長 政木 喜仁
(コード:7597)
問合せ先 取締役管理部長 染 未良生
(TEL. 03-3864-6261)

株式併合、単元株式数の定め廃止、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年1月24日付「株式併合、単元株式数の定め廃止、定款の一部変更及び資本金の額の減少に関するお知らせ」（以下「2022年1月24日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2022年2月22日から2022年3月28日までの間、整理銘柄に指定された後、2022年3月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所 JASDAQ において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、42,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

420,059株

(注) 当社は、2022年1月24日開催の取締役会において、2022年3月30日付で自己株式27,787株(2022年1月7日現在、当社が所有する株式の全部)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

420,069株

(注)効力発生前における発行済株式総数は、当社が2022年2月7日に公表した「2022年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「当社四半期決算短信」といいます。)に記載された2021年12月31日現在の発行済株式総数(447,856株)から、当社が2022年3月30日付で消却を行う予定の自己株式の数(27,787株)を控除した株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2022年1月24日付で開催された取締役会において決議しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

10株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

40株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(1) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社おがの(以下「公開買付者」といいます。)及び政木喜仁氏が所有する当社株式42,201株(所有割合(注):10.05%)、政木喜仁氏の母である政木みどり氏が所有する当社株式42,136株(所有割合:10.03%)、公開買付者の代表取締役である小彼かほり氏が所有する当社株式42,112株(所有割合:10.02%)(以下、政木喜仁氏、政木みどり氏及び小彼かほり氏を総称して「本不応募合意株主」といい、本不応募合意株主それぞれが所有する当社株式の全て(合計126,449株、所有割合30.10%)を除きます。)以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、

その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的とする当社株式を非公開化するための一連の取引の一環として行われるものであること、当社株式が2022年3月29日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に公開買付者が2021年11月10日から2021年12月22日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である2,575円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

(注)「所有割合」とは、当社四半期決算短信に記載された2021年9月30日現在の当社の発行済株式数(447,856株)から、当社四半期決算短信に記載された当社が同日現在所有する自己株式数(27,745株)を控除した株式数(420,111株)に対する割合(なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいい、以下同じとします。

(2) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

東京貴宝株式会社

(3) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、自己資金により賄うことを予定しており、当社において十分な資金を確保しております。また、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識しておりません。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(4) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2022年4月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2

項及び第4項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、当社において当該当社株式を買い取ることに付いて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2022年4月下旬を目途に当社において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2022年6月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は40株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）及び第7条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、定款第9条（株式取扱規則）を変更するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。本議案に係る定款の一部変更の内容は、2022年1月24日付プレスリリースをご参照ください。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2022年3月31日に効力が発生するものとします。

3. 第3号議案（資本金の額の減少）

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼしております。この状況を踏まえ、今後の資本政策の柔軟性・機動性及び財務内容の健全化を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額636,606,000円を576,606,000円減少して、減少後の資本金の額を60,000,000円といたします。なお、当該資本金の額の減少は、2022年3月31日に効力が発生するものとします。

4. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2022年2月22日(火)
② 整理銘柄指定日	2022年2月22日(火)
③ 当社株式の最終売買日	2022年3月28日(月) (予定)
④ 当社株式の上場廃止日	2022年3月29日(火) (予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2022年3月31日(木) (予定)

以上